

第1類医薬品販売時に求められる 「説明文書」使用マニュアル

- 冊子「第1類医薬品説明文書集」を用いて説明する場合
- 商品別「第1類医薬品説明文書」ペーパーを用いて説明する場合

第1類医薬品販売時には各店舗とも、いずれかの方法を実行してください。薬剤師が必ず書面を用いた情報提供を確実にこなうようにしましょう。

日本チェーンドラッグストア協会

第1類医薬品の「販売の原則」と実施方法

〔販売の原則〕

第1類医薬品を販売する際には、次の内容を実施することが法令(改正薬事法)で義務付けられています。

- 直接お客様が手に取れない陳列を行なうこと(空箱はどこに置いて可)
- 販売時には、必ず薬剤師が「書面」をお客様に見せながら情報提供すること
- 情報提供内容は、指定された6項目です(6項目めは必要に応じて)
- 情報提供拒否者の対応(確認)は必ず薬剤師が行なうこと
- お客様から相談があった場合にも必ず薬剤師が応需すること

この原則を100%実施いただきますようお願いします。

〔第1類医薬品販売時の情報提供の方法について〕

JACDSでは、販売の原則を遵守するために、冊子「第1類医薬品説明文書集」を用いて説明する方法と、商品別「第1類医薬品説明文書」ペーパーを用いて説明する方法をご提案します。

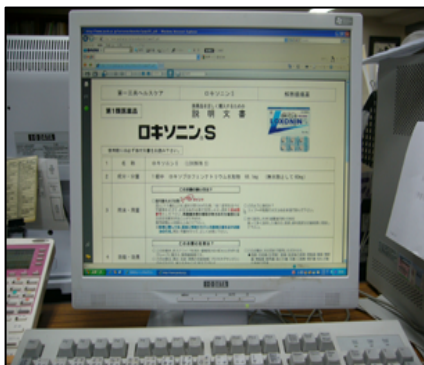
◆冊子「第1類医薬品説明文書集」を用いて説明する場合



冊子「第1類医薬品説明文書集」は、会員企業様あてに第1類医薬品お取扱い店舗数分お配りしております。

自店でお取り扱いのある第1類医薬品の頁に、インデックスや付箋をつけるなど、工夫してご活用ください。

◆商品別「第1類医薬品説明文書」ペーパーを用いて説明する場合



JACDSホームページから自店で取扱っている医薬品の「説明文書」を選んでダウンロードしてください



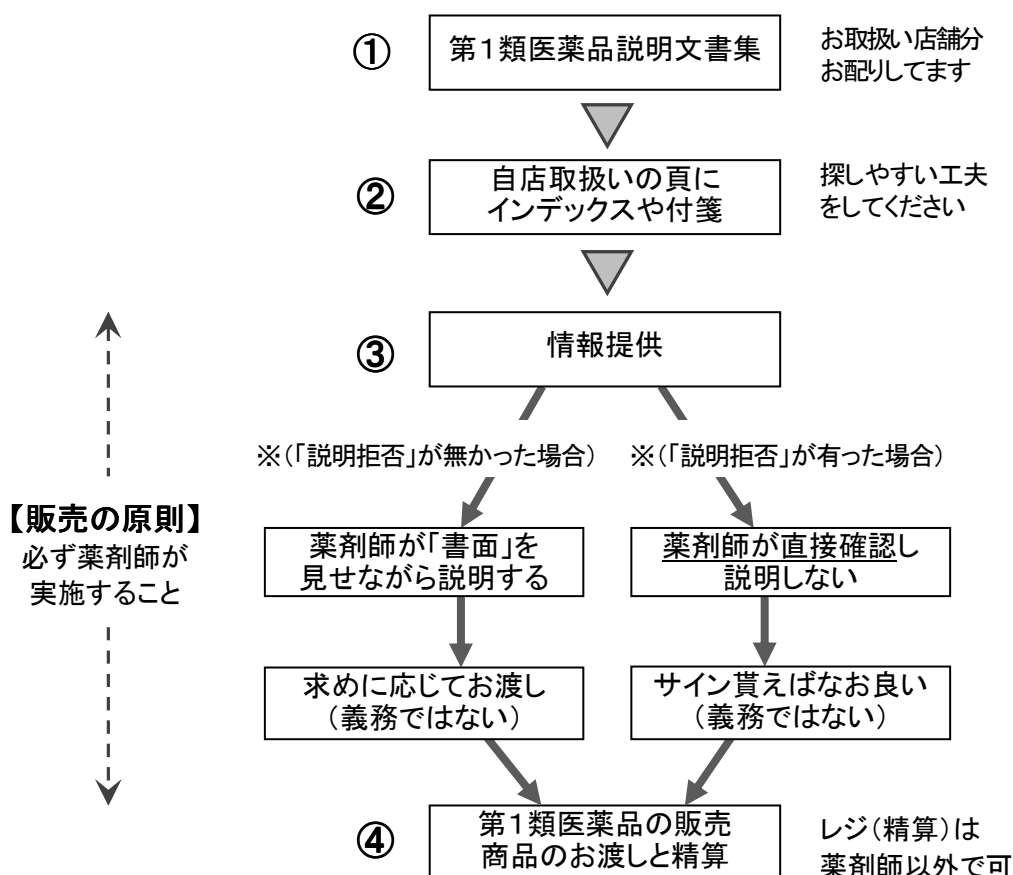
自店で取扱っている医薬品の「説明文書」を選んでプリントしてください



プリントした「説明文書」を輪ゴムなどを使って商品に取付けてください(全在庫でなくとも良い)

冊子「第1類医薬品説明文書集」を用いて説明する場合

- ①冊子「第1類医薬品説明文書集」は、各会員企業様に第1類医薬品お取り扱い店舗数分をお配りしております。
 - ・メーカー(製造販売会社)50音順になっています
 - ・その中で、薬効別・医薬品別になっています
 - ②自店取扱いの第1類医薬品の頁がすぐに出せるように工夫しましょう。
 - ・インデックスまたは付箋を付けると良いでしょう
 - ③「販売の原則」に基づいた、第1類医薬品の情報提供を実施しなければなりません。
 - ・必ず薬剤師が行なってください
 - ・説明文書集の該当頁を開いてお見せしながら説明してください
 - ・お客様の求めがあった場合にはコピーしてお渡ししてください(義務ではない)
- ※「説明拒否」を訴えるお客様には次のように対応してください。
- ・説明不要の確認は必ず薬剤師が行なってください
 - ・お客様からサインを頂くなどの工夫があるとなお良いでしょう(義務ではない)
- ④上記③が終了したら薬剤師からお客様に第1類医薬品をお渡ししてください。
 - ・ただし、レジ(精算)は薬剤師以外でも可能です



商品別「第1類医薬品説明文書」ペーパーを用いて説明する場合

- ①商品別「第1類医薬品説明文書」ペーパーは、JACDSホームページの「第1類医薬品説明文書集」からダウンロードしてご使用ください。
 - ・自店で取扱っているものだけを選んでダウンロードできます
 - ②プリントした「説明文書」の使用方法を、次の3つの中から決定し、いずれかの方法または全部で対応してください。
 - A. 商品に輪ゴムなどで取り付ける方法
(在庫全部でなく、一番前に陳列する医薬品だけでも良い(繰り返し使用可))
 - B. ハードクリアケースなどに入れておく方法(破損、汚れ防止)
 - C. 所定の棚などに入れておく方法
 - ③「販売の原則」に基づいた、第1類医薬品の情報提供を実施しなければなりません。
 - ・必ず薬剤師が行なってください
 - ・ダウンロードしておいた書面(説明文書)を、お見せしながら説明してください
 - ・お客様の求めがあった場合にはコピーしてお渡ししてください(義務ではない)
- ※「説明拒否」を訴えるお客様には次のように対応してください。
- ・説明不要の確認は必ず薬剤師が行なってください
 - ・お客様からサインを頂くなどの工夫があるとなお良いでしょう(義務ではない)
- ④上記③が終了したら薬剤師からお客様に第1類医薬品をお渡ししてください。
 - ・ただし、レジ(精算)は薬剤師以外でも可能です

